

建築協定協議の進め方(事業者向け)

建築協定区域内で建築される方へ

吹田市開発審査室

建築協定とは

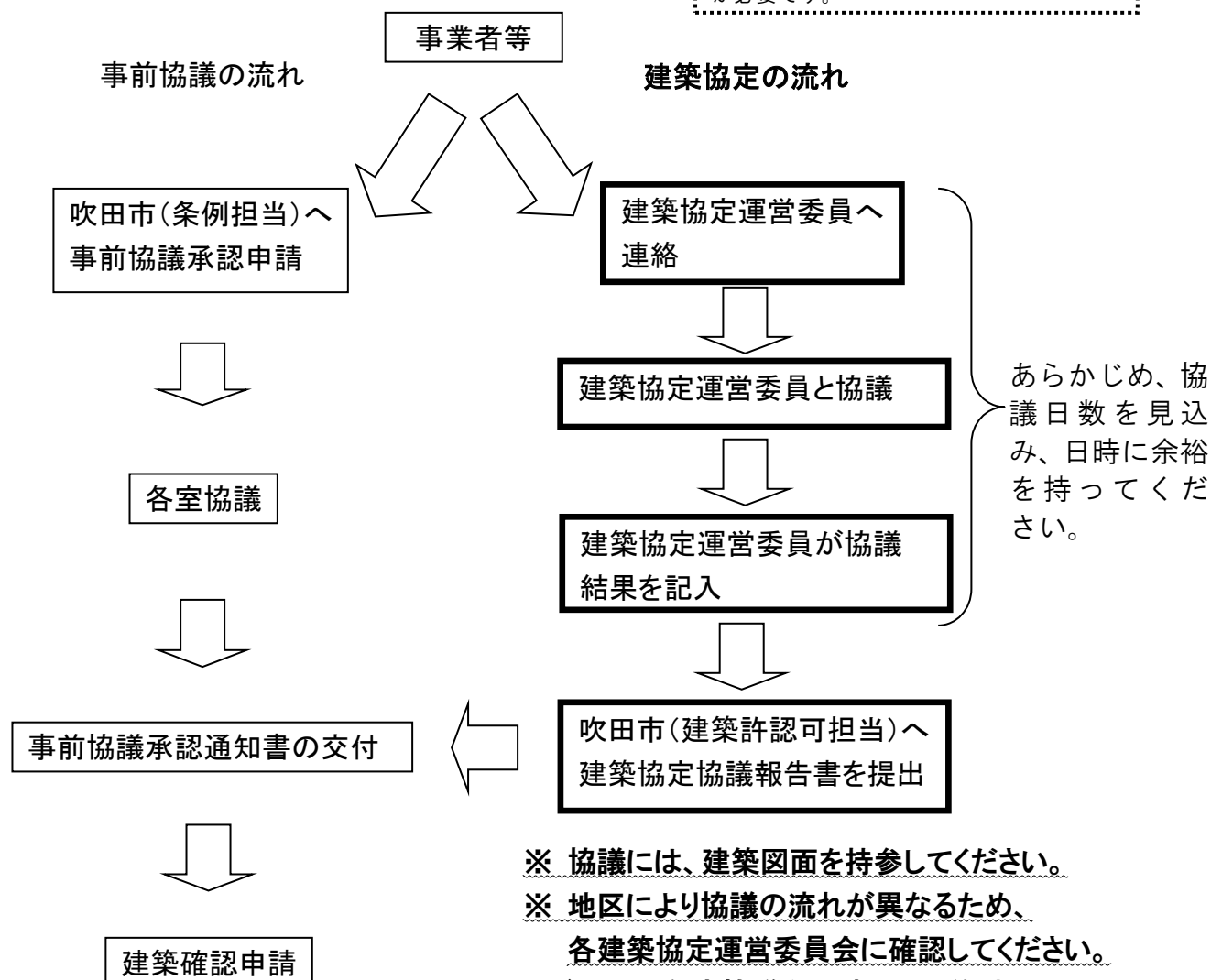
私たちが生活している社会では、秩序を守るためにたくさんの法律でいろいろなことが決められています。建物を建てる場合も、建築基準法で最低限のルールを定めています。しかし、法律は地域の特性を生かした魅力あるまちづくりを実現するためには、必ずしも十分であるとは言えない場合もあります。そのため、法律を補完するために、地域の住民が自発的に法律以上の基準を取り決めて、それらをお互いに守りあうことを制度化できる旨、建築基準法のなかで位置づけています。これが、建築協定制度です。

吹田市では、建築協定によるまちづくりを支援する立場から、建築協定区域での建築計画に伴い、確認申請前に協定地、隣接地の如何に関わらず、各地区の運営協議会と計画について協議し、その結果を報告することを求めています。

隣接地とは

地域の特性を活かした魅力あるまちづくりを実現するために、いつでも建築協定に加入できる敷地を設定しています。そのため、隣接地についても運営委員会との協議が必要です。

進め方



※ 協議には、建築図面を持参してください。

※ 地区により協議の流れが異なるため、
各建築協定運営委員会に確認してください。
(吹田市各室協議を反映した最終計画図面で
協議を希望される地区があります)

建築協定協議報告書

吹田市長 あて

年 月 日

吹田市建築協定区域内に新たに建築するにあたり、下記のとおり協議を実施しましたので報告いたします。

報告者（申請者・代理人） 住 所

氏名

TEL

建築協定協議書

協定区域	建築協定
申請地	吹田市
申請者	
事前協議番号	
運営協議会 への連絡日	年 月 日（電話・訪問・その他）
協議日	年 月 日 (協議先) 建築協定運営委員
協議結果	☐ 協議完了しました ☐ 引き続き協議します 年 月 日 建築協定運営委員 (印)